



ともしび TOMOSHIBI 116号



県協議会
事業

全体研修では、1日を通して2つの研修を行いました！

22名の方がレクリエーションサポーターとしてレクリエーションの楽しさと協力していくことの大切さを学び、SNS研修ではどの人に向けた広報をしたいのかを考える機会となりました。

若い力と子どもの目線 むすんでのびる彩の国

●青少年相談員とは？

埼玉県知事からの委嘱を受け、子どもたちの健やかな成長をサポートするために活動する青年ボランティアです。「青少年相談員」には資格は不要です。子どもたちと関わりを持ち、触れ合うことで、子どもたちの良き相談相手、話し相手となって、健やかな成長を助けるための活動を行っています。

会長あいさつ



埼玉県青少年相談員協議会
会長 石川 未彩

初めまして、皆さま、こんにちは。

埼玉県青少年相談員協議会の会長をしています。

石川未彩と申します。

日頃より青少年相談員の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

私たち青少年相談員は、地域の「身近なお兄さん・お姉さん」として、子どもたちの成長に寄り添い、安心できる居場所をつくる存在でありたいと願っています。時代が変わっても、子どもたちにとって信頼できる大人の存在が大切であることは変わりません。

活動の中では、子どもたちの笑顔に出会える喜びだけでなく、私たち自身が学び、成長させてもらう機会もたくさんあります。地域の仲間と支え合いながら、一つひとつの経験を大切に積み重ねていきたいと考えております。

これからも子どもたちの未来がより明るいものとなるよう、そして地域全体が温かくなっていけるよう、皆さまと力を合わせて歩んでまいります。

今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

*活動拠点によっては15歳以上(義務教育終了後)の方も応募可能です。

県協議会の活動風景



編集後記

「灯」116号は、いかがだったでしょうか。昭和40年8月の制度発足以来、今でも多くの方々が青少年相談員として活躍され、その理念と活動は今も連綿と受け継がれています。本紙を手にとった方々に青少年相談員の「地域のお兄さん、お姉さん」としての活動への興味を持っていただければ幸いです。

埼玉県青少年相談員協議会広報紙「灯」116号

発行日：令和8年3月31日／編集・発行：埼玉県青少年相談員協議会広報委員会
連絡先：埼玉県県民生活部青少年課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048-830-2904(直通)

青少年相談員募集中!!

【応募年齢・資格】

- 年齢が満18歳以上39歳以下の人
※活動拠点の市町村によっては15歳以上(義務教育修了後)の方も応募可能
- 居住市町村又は通勤・通学している埼玉県内の市町村で積極的に参加できる方

問い合わせ先 埼玉県県民生活部青少年課
ホームページ・Facebook・Instagramは

埼玉県青少年相談員 で 検索!!

